

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則
- 福島県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則
- 福島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則
- 福島県野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 福島ロケットテストフィールド条例施行規則の一部を改正する規則
- 肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

規 則

福島県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則、福島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則、福島県野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則、福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則、福島ロケットテストフィールド条例施行規則の一部を改正する規則及び肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第五十九号

福島県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

福島県環境影響評価条例施行規則（平成十一年福島県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号コ中「第十五条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

福島県規則第六十号

福島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

福島県自然環境保全条例施行規則（昭和四十七年福島県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第十二号イ及び第十七条第六号ア中「第十七条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

（自然保護課）

福島県規則第六十一号

福島県野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県野生動植物の保護に関する条例施行規則（平成十七年福島県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第十号ウ及び第十七条第六号エ中「第十七条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

（自然保護課）

福島県規則第六十二号

福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例施行規則（平成十四年福島県規則第四百四十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条第六号イ中「第十七条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

（水・大気環境課）

福島県規則第六十三号

福島ロケットテストフィールド条例施行規則の一部を改正する規則

福島ロケットテストフィールド条例施行規則（平成三十年福島県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「貸出倉庫」の下に「並びに市街地フィールドのうちガレージ1（ビル型）、ガレージ2（住宅型）、ガレージ3（住宅型）及びガレージ4」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 条例第七条に規定する施設等のうち前号に掲げるもの以外のもの（シャワー室を除く。） 午前九時から午後九時まで
 第十二条に次のただし書を加える。
 ただし、指定管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
 別表通信塔附属設備の部の次に次のように加える。

| | | | |
|---------------|---------------|--------------|---------|
| 緩衝ネット付飛行場附属設備 | 無人航空機落下受止試験装置 | 一式一回 | 二四、二〇〇円 |
| | | 超過時間（二時間につき） | 六、〇四〇円 |
| 風洞棟附属設備 | ドローンアナライザ | 一式一回 | 五一、七〇〇円 |
| | | 超過時間（二時間につき） | 一一、九一〇円 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（産業創出課ロボット産業推進室）

福島県規則第六十四号

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

肥料取締法施行細則（昭和二十五年福島県規則第百三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則

第一条第一項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

第二条中「肥料取締法施行令」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行令」に改める。

第四条及び第五条中「同条第二項」を「同条第三項」に、「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改める。

第一号様式中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同様式備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第二号様式中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同様式備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

（環境保全農業課）